

# 平成27年度大磯町教育委員会第3回定例会議事録

1. 日 時      平成27年 6 月18日（木）  
                開会時間    午前 9 時00分  
                閉会時間    午前10時05分
2. 場 所      大磯町立図書館 2 階    大会議室
3. 出席者      藤 家          崇    教育長  
                青 山 啓 子    教育長職務代理者  
                中 野          泉    委員  
                曾 田 成 則    委員  
                濱 名 三代子    委員  
                岩 本 清 嗣    教育部長  
                小 島          昇    学校教育課長  
                山 口 友紀子    学校教育課副課長  
                佐 川 和 裕    生涯学習課長兼図書館長  
                國 見          徹    生涯学習課郷土資料館長  
                秋 本 篤 史    （書記）学校教育課教育総務係長
4. 欠席者      なし
5. 傍聴者      なし
6. 平成27年度第2回定例会議事録の承認
7. 教育長報告
8. 報告事項  
    報告事項第1号    平成27年第2回（6月）大磯町議会定例会について  
    報告事項第2号    大磯町幼・保・小・中一斉引渡し訓練の実施結果について  
    報告事項第3号    大磯町文化財専門委員の委嘱について  
    報告事項第4号    大磯町指定民俗資料「高麗の山神輿」の実施結果について  
    報告事項第5号    企画展「海の中の植物・海藻 ～いろいろな色 いろいろな形～」の開催について  
    報告事項第6号    歴史講座「大磯と空襲」の開催について
9. その他

## （開 会）

教育長） 出席委員が5名で定足数に達しており、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立します。

なお、本日は傍聴を希望されている方が見えておりませんが、希望者が見えたら、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可したいと思います。

### **(平成27年度第2回定例会議事録の承認)**

教育長) まず、「平成27年度第2回定例会議事録」は、1ページから16ページに記載のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「平成27年度第2回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

### **教育長報告**

教育長) それでは、5月定例会開催後の平成27年5月20日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

5月から6月にかけて、各小学校、中学校では学年ごとに、春の遠足、修学旅行、キャンプなど、校外活動を実施しました。

5月21日・22日の両日、東京銀座ブロッサムで開催された全国町村教育長会総会・研究大会に出席いたしました。教育委員会制度、コミュニティ・スクール、小中一貫教育等について、文部科学省より行政説明を受けてまいりました。

5月26日から6月5日まで、大磯町議会6月定例会が開催されました。審議の内容につきましては、後ほど事務局からご報告いたします。

5月29日、関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会が新潟県長岡市長岡市立劇場で開催され、青山職務代理と曾田教育委員にご参加いただきました。

5月29日から6月12日にかけて、町立図書館本館に大磯小学校の4年生を学級ごとに招待しました。お話会などの図書館行事を体験したほか、地下書庫などの施設見学をして、子どもたちは図書館に親しみを持つことができました。

5月30日、大磯中学校運動会と国府中学校体育祭が実施され、どちらの中学校でも生徒が主体となって活動する様子を見ることができました。

6月4日、町内の公立・私立の保育園・幼稚園・小学校・中学校が一斉に避難訓練と引渡訓練を実施しました。詳しくは、後ほど事務局からご報告いたします。

その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

また、5月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関すること、専決した事項に関することについての報告はございません。以上でございます。

## 報告事項第1号 平成27年第2回（6月）大磯町議会定例会について

教育部長） 平成27年第2回大磯町議会定例会の概要についてご報告します。資料の1ページをお開き下さい。提出議案の一覧でございます。教育委員会関連は、太字で表記した部分で、件数番号1、報告第1号、2ページに移りまして、No.5、議案第42号、No.8、議案第45号でございます。はじめに、議会初日の5月26日の議案等の審議についてご報告いたします。

3ページをご覧ください。報告第1号、「平成26年度大磯町繰越明許費繰越計算書について」です。こちらは、平成26年度に予算化された事業で、年度内に事業が完了しないことについて、予め議会の議決を得たものを、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものです。

教育委員会関連は、4段目の「子ども子育て支援事業」、飛びまして5ページ3段目、「国府中学校体育館等改修事業」、「学校給食運営事業」、「幼稚園運営事業」です。6ページをお開きください。最後が「旧吉田茂邸再建事業」で、5事業について、議会に報告いたしました。なお、質疑応答はありませんでした。

次に7ページをお開き下さい。議案第42号、「大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」でございます。内容は、大磯町いじめ防止基本方針に基づく大磯町いじめ問題対策・調査委員会を教育委員会の附属機関として条例に位置づけるために改正するものです。

審議中の主な質疑応答について報告します。

吉川重雄議員からは、委員会の設置の趣旨「いじめ防止対策を実効的に行う」「いじめの重大事態を明確にする調査」という意味について、また、委員会のメンバーについて質問があり、いじめ対策はまずは各学校での人権教育も含めて普段の教育、事前の対策が重要。各学校で、いじめ対策基本方針を策定し、相談体制なども含めて文章で明記した上で実効的に対策を行っていくという趣旨である、と答弁しました。

鈴木京子議員からは、調査委員会の事務局はどこか、緊急支援が必要な場合はすぐに対処できるのか、幼稚園・保育園は対象となっていないのか、調査委員会の会議の内容について質問があり、それぞれ、事務局は教育委員会である、緊急支援員として委員の中から予め定めるので迅速に対応する、法の定義では小中学校、高等学校が対象であるが、幼稚園、保育園にも基本方針を周知しその趣旨にしたがって対応するよう既に指示している。調査委員会会議の目的は2つある。いじめ対策について、各学校の状況等の把握及び検証すること、重大事態が起きた場合の調査である。

坂田よう子議員からは、問題が起こったときに、中立性を保つため、調査委員会は現場の方たちに直接話をしないということか、という質問があり、調査については、児童・生徒へのアンケートなど実際に調査を行う。教育委員会の事務局を通して様々な調査を行い、検証していく、と答弁しました。

渡辺順子議員からは、重大事態という判断を教育委員会がするときの決まりなどはあるのか、総合教育会議の関わりは、との質問があり、重大事態が発生した場合、学校から報告を受けた教育委員会は直ちに町長に報告する。教育委員会と町長が総合教育会議で協議して十分検証した上で対応を判断す

るという仕組みになっている、と答弁しました。

三澤龍夫議員からは、調査委員会を今設置する必要性は、との質問があり、重大事態を調査する組織は、法に定められ設置が義務づけられていること、設置しておかなければ迅速に対応できないため設置する、と答弁しました。

二宮加寿子議員からは、委員さんに認知行動療法、ゲートキーパーなどの講習は受講されているか、委員さんによる面談など個々の対応はされるのか、との質問があり、それぞれ、認知行動療法やゲートキーパーなどの知識は有効なので案内はしていく、各学校で相談窓口を開設し専門家を配置している、その体制を整えていく、と答弁しました。

清水弘子議員からは、はじめの会議で基本方針に基づく対応の状況等の検証とあるがどういうことか、心理的な問題が多いと思うが専門家の見地を多くすることが必要、との質問があり、最初の委員会会議では、法律や基本方針の説明、平成 26 年度から各学校ですでに実施している基本方針での取り組みなどを説明し検証していく、心理の専門家は学校だけでなく外部の専門家の意見も伺いながら対策を講じていく、と答弁しました。

最後に、町長から、町と教育委員会、そして町民の皆さんが協力して、迅速に子どもたちの生命を守っていく。迅速に、透明性を持って問題解決していく、と答弁しました。

採決の結果、全会一致で可決しました。

次に 8 ページをお開き下さい。一般会計補正予算（第 2 号）でございます。債務負担行為の補正予算として、中学校給食運営事業を平成 27 年度から平成 30 年度まで継続した事業として議会承認を求めたものです。

9 ページをご覧ください。歳出の補正予算として、No. 4 の児童・生徒指導支援事業にかかるもの、No. 5 の学校給食運営事業にかかる予算を計上しました。

主な、質疑応答としましては、

鈴木京子議員からは、給食委託料の 1 年間の予算額は、の質問に対しては、1 年間では 4,174 万円となると回答しました。

次に、デリバリー方式の金額は約 3,000 万円だったが、予算が 4,174 万円になったのはなぜか、に対しては、検討会意見書中の給食方式別の経費比較としては、デリバリー方式を実施している自治体の実績額、500 食程度を元に記載し、その他の経費含めて約 3,000 万円程度とした。今回予算計上している金額は、大磯町の生徒は 800 人程度のため、食数が異なること、消費税のアップ分、神奈川県最低賃金の値上げ、全体の物価上昇も含め改めて見積もりを取り、この金額で予算計上した、と答弁しました。

次に、初期投資も当初の計画と今の計画額となぜ異なるのか、に対しては、学校現場との詳細の協議の結果、国府中学校は 1 教室を間仕切って小教室を確保することに、大磯中学校は当初想定していた教室から昇降口になったため、新たな間仕切り、エアコン、給排水施設が必要となり、想定より予算額が増えた、と答弁しました。

関威國議員からは、給食は平成 30 年度まで実施し、その後は見直すということではどうか、給食費の不払い対策はどうするのか、との質問があり、委託事業は期限を決めての契約であるため、その後、デリバリー給食を続けるの

か方向転換するのか協議してくことになる、給食費については、小学校のように別立てで会計、または、一般会計等の公会計にする形もある。他市町村の取り組み状況などを踏まえて、保護者と学校と協議しながら決めていく、と答弁しました。

二宮加寿子議員からは、保護者の調理場見学会は希望者のみなのか、温かいものを提供できるのか、給食費はいつごろ決定されるのか、との質問があり、保護者の方対象に、業者の調理場の見学会を実施するが、受け入れ態勢などを考慮すると、全保護者対象は難しい、給食の温かさについては、温かい給食は提供できないが、御飯についてはほんのり温かい、給食費は6月から8月にかけて保護者、教職員らで学校給食会を立ち上げ、協議・決定していく、と答弁しました。

坂田よう子議員からは、今回議決した際には、決定したことを説明すべきと思うが、との質問があり、保護者の方にはすでに給食を開始する旨の通知をしている。給食実施に当たっての様々な作業について、中学校給食だより等の印刷物を発行し、随時情報発信していく、と答弁しました。

渡辺順子議員からは、配膳室は衛生面、安全面が保たれるようになるのか、冷蔵庫設置が必要では、栄養士人件費の計上は、温かい汁物はどのように出すのか、配膳室の温度は何度ぐらいにするのか、小中学校の子どもがいる場合、一月1万円ほどの給食費となるが補助などは考えているか、との質問があり、配膳室については、内装、外からの段差解消、衛生面の配慮等対応した工事となる、冷蔵庫設置は必要ない、室温設定の定めはない、栄養士給与は今回の補正予算には計上していない、温かい汁物は実施しない、給食費については今後の検討課題、と答弁しました。

清水弘子議員からは、地産地消の考えは、栄養士の雇用形態はどのようなのか、との質問があり、地産地消については、学校給食であり、小中学校、原則同じ考えで行う、栄養士は2校で1人雇用し、小学校同様、食材の発注、献立、調理指導等も行う、と答弁しました。

質疑終了後、討論が行われ、反対討論として、渡辺順子議員が、昇降口を保管場所とするのは適切ではない、給食実施は見切り発車、小中学校に2人子どもがいる家庭は負担が大きい、強制的に給食費を払わなくてはいけないのか、などの意見でした。

採決の結果、賛成多数で可決しました。

続いて、6月2日、3日に開催されました一般質問の概要についてご報告いたします。

10ページをお開きください。

1番、坂田よう子議員の質問です。「定住促進政策を問う」のテーマで3問の質問があり、「子育て」「教育」を核にした定住促進政策についての質問でした。

まず、「(1)子育て支援について」は、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートし、町では「大磯町子ども笑顔かがやきプラン」を策定し、この計画を着実に進めることで、「子育てで選ばれる町 大磯」の実現に向け、スピード感を持って取組みを進める、と町長が答弁しました。

再質問では、待機児童ゼロ、病後児保育などについて質問があり、地域総合戦略担当参事から、民間の認定こども園の設立、町立幼稚園の保育園または認定こども園へ転換など、「子ども笑顔かがやきプラン」に基づく施策により待機児解消を進めたい、病後児保育は、民間の認定こども園で実施を予定、と答弁しました。

「(2) 教育の充実について」は、平成 27 年度の重点的な取組みを、教育委員会基本方針から 4 点紹介しました。これらの柱となる取組みを中心に、確かな学力・健やかな体・豊かな心を育む学校教育を進め、教育の充実、子どものいきいきとした姿を見せることにより、若い世代の定住促進に貢献していきたい、と教育長が答弁しました。

再質問では、学力の向上、食育の推進、中学校給食のスケジュール、支援体制の充実についてどのように実施していくのか、大磯小学校グラウンドのフェンス設置について、質問がありました。

これらは、わたしは答弁しました。児童・生徒の学力向上については、県教育委員会より、かながわ学びづくり推進地域研究事業の委託を受け、指導力の向上、学力向上を目指した実践研究を進めていく、と答弁しました。

中学校給食については、給食費の協議・調整、委託業者の選定、各学校の給食配膳室整備工事を進めていくこと、また、生徒や保護者対象の給食試食会、説明会、調理場の視察も計画し、周知を図りながら進めていく、と答弁しました。

支援教育については、スクールアドバイザーを中心に、各学校の教育相談コーディネーター、スクールカウンセラーなど、県からの派遣など教育相談、児童・生徒指導体制について、一層の充実を図っていく、と答弁しました。

大磯小学校フェンスについては、道路側に新たなフェンスを設置するには、現在ある桜の木をどうするかという課題もあり、今後、グラウンド改修工事の保護者説明会にて皆様の御意見を伺いながら進めていく、と答弁しました。

次に、竹内恵美子議員の「子育て笑顔かがやきプランについて」、計画期間中の平成 30 年度に、幼稚園 1 園統廃合とあるが、今後の町としての方向性を伺う、との質問です。

町長から、「子ども・子育て支援新制度」のもと、「大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おいそ～」を策定し、この計画の中ではニーズ調査を踏まえ、町立幼稚園 1 園を民間保育所又は認定こども園へ移行していく計画となっている。7 月頃に、国府幼稚園の園区の保護者や地域の方たちを対象に、町の考え方や移行時期などの説明をしていきたいと、と答弁しました。

再質問では、町立幼稚園の今後のあり方について、教育委員会の考えは、との質問があり、教育長から、平成 21 年 3 月、町立幼稚園 4 園を長期的計画の中で 2 園に統合する、幼稚園跡地に私立幼稚園を誘致し、4 園体制を維持するという方向性で進められていること、「大磯町子ども笑顔かがやきプラン」においても、アンケート調査や人口推計等に基づく計画としており、教育委員会としても、町立幼稚園を統廃合して、1 園を保育所または認定こども園に移行する計画を町と協力して進めていきたい、と答弁しました。

次に、12 ページをお開きください。清水弘子議員の「3. ロコモ予備軍、

子どもの体の異変をどうみつけるか」、学校の健康診断の国方針の変更について大磯町の対応は、との質問でした。

町長から、学校の健康診断が国の方針により変更されることを受けて、子どもの体の状態を早期に把握し、課題の改善のために必要な対策をとっていく、と答弁しました。

教育長から、学校の健康診断の変更は『座高の検査は必須項目から削除。』『寄生虫卵の有無の検査は必須項目から削除。』『四肢の状態を必須項目として加える。』、大磯町の対応としては、平成 28 年 4 月 1 日からの新たな検査を円滑に実施できるよう情報収集と準備を進める。体を動かす器官が十分に機能していないという課題については、自然の中で子どもが五感を使ったり、仲間と体を使って遊んだりしながら、偏りの無いさまざまな運動やスポーツの経験をし、汗をかくことの心地よさを感じることが重要であると考えている。教育委員会では、「大磯町学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針」に基づき、幼稚園や保育園、小・中学校での取組みを継続していく、と答弁しました。

再質問として、健康診断項目の変更はよくあることか、に対して、わたしから、最近では、平成 23 年度に教職員の健康診断の検査項目の改正、平成 24 年度には、感染症の出席停止期間の基準の改正などが行われた、と答弁しました。

次の再質問として、子どもたちの体力に課題があるので、体力向上の指針を作ったのか、に対し、全国的に昭和60年ごろと比較すると低い水準となっており、大磯町の子どもたちも同様と考える。教育委員会で策定した「体力向上に向けた取組指針」は大磯町だけの問題ではなく、国民的課題の一つであるという認識をもとに進めていく、と答弁しました。

次の再質問では、平成28年度からの新たな検査をスムーズに実施できるか、に対して、国で、学校の健康診断マニュアルを改正作業中。平成28年4月からの健診は、新しいマニュアルに沿って四肢の状態を確認することになる。その対策も含め、教育委員会で十分情報を把握した上で実施していく、と答弁しました。

次に、14 ページをお開きください。渡辺順子議員の「1. 大磯小学校のグラウンドについて」、(1) 改修内容はどのようなものであるか。(2) グラウンド周囲のネットを高くして欲しいと要望、これまでの対応はどうであったか、との質問でした。

教育長から、改修内容について、グラウンド表面の土を入れ替え、水はけを改良し、砂は飛散しにくい素材を使い工事をする。鉄棒や砂場の撤去・新設、グラウンド南西部へ防球ネットの設置を計画している、と答弁しました。

次に、ネットを高くするという要望について、平成 26 年 7 月 15 日付で大磯小学校 P T A 会長から「大磯小学校グラウンド整備事業への要望書」が提出された。町道にボールなどが飛び出し危険、防球ネット等の措置を講ずるよう求めるもの。対応については、道路側への防球ネット設置については、桜並木をどうするかという課題もあり、現状では、グラウンドの使い方を工夫するなど、十分に注意して使用することとしている。防球ネットについては、グラウンド改修工事の実施に伴う説明会などにおいて、皆さんからのご

意見をお伺いしたい、と答弁しました。

再質問として、国府中学校グラウンドの整備後の問題があったが、対応はしっかりできるのか、に対して、わたしから、大磯小学校は浸透性があり飛散性も抑えられるという用土を計画しており、適切な管理ができると期待している、と答弁しました。

次の再質問は、工事のスケジュールは、に対して、秋の運動会が終わった後に着工し、年度内完了を予定、と答弁しました。

次の再質問は、グラウンドが使えない期間の対応は、に対して、体育館の活用、近隣の学校とも調整しながら、体育の授業等で支障のないような形で進めていく、答弁しました。

次の再質問は、以前、校庭にガラが埋まっている話を聞いたが、に対して、グラウンドの中にガラが埋まっているという話は把握していない。平成23年度に埋蔵文化財の試掘調査を行ったが、ごみやガラは出なかった、と答弁しました。

次の再質問では、ネットを高くしてほしいという要望が、なぜ教育委員会に伝わらなかったのか、に対しては、学校開放事業の利用団体から要望としては口頭で伝え聞いているが、前提として、現在ある学校施設の範囲で他の方に迷惑がかからないような状況で使ってほしいと、としていた、と答弁しました。

次の再質問は、危険であるということをもっと考えるべきでは、に対し、現状では高いフェンスがないので、安全を最大限に留意して使っていただきたい、今後の課題として、危険性の回避は大事なことであり、一つの課題として捉え、検討を進めたい。桜並木自体も老木化しており、強風で枝が折れて落ちるといった事態もあるので、検討が必要、と答弁しました。

次に、15 ページをご覧ください。鈴木京子議員の「3. 住民要望にどう応えるか」についての質問です。

「(3) 大磯学童保育の狭小解消対策は」については、町長から、学童保育事業は、条例により、児童1人あたりの面積が定められている。現在の大磯学童保育の児童1人当たりの面積は確保されているが、児童の安全や情緒面を考慮した中で、現在、大磯小学校内の学年スペースの使用について学校と調整している、と答弁しました。

「(4) 中学校給食の進め方は」については、教育長から、教育委員会では、生徒全員を対象とした、調理・配送委託方式の中学校給食を実施するが、昨年9月に実施した保護者アンケートで、約8割の方が「賛成」または「どちらかといえば賛成」と回答していることから、住民要望に応えた決定であると判断している。今後、給食費の協議・調整、委託業者の選定、給食配膳室の整備工事、生徒・保護者対象のスクールランチ試食会、保護者対象の説明会・調理場視察を通して、「スクールランチ」を身近に感じていただけるように努めていく、と答弁しました。

「(5) 教育大綱の策定プロセスと町長の関わり方は」の質問に対しては、町長から、平成27年4月より、新しい教育委員会制度がスタートし、「教育に関する大綱」の策定に向けて、第1回目の総合教育会議を開催した。教育大綱は、「教育の全ての分野における、根本となる総合的な方針となる」も



ので、教育委員会との協議、協議内容の公表、卓話集会においても、町民の皆さんから意見をお聞きし、11月を目途に教育大綱を策定していく、と答弁しました。

再質問としては、中学校給食について、試食はすることになるのか、に対して、わたしから、生徒と保護者を対象に試食会を計画、特に生徒には、実際にどういう流れで給食作業をするかという体験も兼ねて実施したい、と答弁しました。

次の再質問は、今後、自校方式をどうするか、ということの説明もしていくべきだが、に対して、今回はデリバリー給食でスタートする。3年3ヶ月後、自校方式とするという決定はしていない、今後の検討項目の一つだという認識、と答弁しました。

以上が一般質問の質問及び答弁の内容です。

平成27年第2回大磯町議会定例会の概要報告については以上でございます。

質疑応答)

青山委員) 質問の中で、栄養士の配置のことですが、その費用について議員の質問がありました。私たちが他校に視察に行っているときに、デリバリー給食を実施している学校で、給食を受け入れる場所に、受け入れる方が配置されていたと思うのですね。それは、教育委員会のほうで配置されたのかなと思っていたのですが、そういう方たちを例えば置くとなる場合の人件費、あるいは質問にあった、栄養士を新たに置くという場合の人件費についてはこれから予算の上で考えていくということになるのでしょうか。

教育部長) まず、栄養士については、全体の人件費の職員の給与になりますので、総務課全体で持っています。実は、毎回12月の議会の補正予算で、職員の入れ替えというか、人事異動の関係ですとか、途中、中途採用した者を含めて、全体の予算をシャッフルして各予算科目に配分します。ですから、12月補正のときにそれも一緒に盛り込む形になります。

それと各学校の配膳員については、委託事業の中に組み込む形になりますので、もちろん町の支出になりますが、委託契約の中で、その事業者のほうで配置をしていただくという仕様書にしています。

青山委員) はい、わかりました。

## 報告事項第2号 大磯町幼・保・小・中一斉引渡し訓練の実施結果について

学校教育課副課長) 平成27年6月4日(木)に行われた「大磯町幼・保・小・中一斉引渡し訓練」について、報告させていただきます。天候にも恵まれ、町内およそ3,200人の児童・生徒、その保護者、地域の方々が参加し、滞りなく実施されました。

内容ですが、これまでも、各園・各校がそれぞれ独自に、あるいは大磯地区・国府地区それぞれが訓練計画を立案し、訓練を実施してまいりましたが、今回、町内すべての幼稚園・保育園・小学校・中学校が、町や地域と連携し

て同一の想定で行う、初めての訓練となりました。

内容としまして今回は、同時に2つの訓練を行いました。2つの訓練とは、大きく分けて、「大地震発生時の安全確保と避難行動の訓練」、それから、「津波警報解除後の引き渡し訓練」です。

それぞれの訓練の目的と、訓練の想定は、4番・5番にある通りでございます。

参加したのは、6番でございます、幼・保・小・中学校です。

また、訓練の周知に向けましては、7番にあるようなお知らせをいたしました。

8番にあります実際の訓練の流れですが、まず、13時15分、訓練の事前予告を放送しました。これにつきましては、大磯・国府両中学校に依頼し、中学3年生の女子生徒2名による、子ども達の声で、訓練の目的を呼びかけました。

次に、13時30分地震発生、防災行政無線による緊急地震速報を合図に、各園・学校において避難訓練を開始しました。

続いて14時20分より、津波警報が解除されたという想定で、引渡し訓練を開始しました。

一方、保護者の方には、津波警報解除後の状況下で、安全な経路を検証しながら、徒歩でのお迎えをお願いしました。また、引き渡し後は、お子さんとともに経路の確認をしていただくとともに、被災した際の集合場所等、家族の話し合いを深める機会にさせていただきました。

そして、今回は園や学校の訓練ですが、地域の皆さまにも、緊急地震速報を合図に、身を守る行動、「シェイクアウト」を実施していただいたり、実際に学校に来て子どもたちの避難の様子を見ていただいたり、引き渡し訓練の下校中には、地域での「見守り」をしていただき、ご協力をいただきました。

写真は、国府中学校・サンキッズ大磯の引渡し訓練の様子と、こいそ幼稚園の避難訓練の様子です。

各園・学校から出た反省は10番でございます。今回、町全体での一斉の訓練ということで、共通認識がとれ、連携が深まり、統一された部分がとても有意義だったという反省が多く出ております。

具体的には、まず、地震の避難訓練ですが、全体的に落ち着いていて、迅速な避難ができていた。引渡し訓練も、計画通り、全体的にスムーズだった。自転車で来ないなど、保護者のマナーが良かった。幼稚園から出た反省として、保護者が小学校・中学校に上のきょうだいを迎えに行った後に引き取りに来るケースが多かったが、想定よりも早く迎えに来てくれた。反省を含めた話し合いをすることで、避難訓練・引渡し訓練に対し、職員全員の意識が深まった訓練となった。地域の方も校内の訓練の様子を見に来てくれるなど、見守りも含め、とても協力的であった。等、全体的に、地域の協力を得ながら、各園・学校で立てた計画通り、スムーズに訓練ができたという反省が主に出ております。

しかし、全職員が日頃からMCA（マルチ・チャンネル・アクセス方式）無線を扱い、非常時に対応できる必要性を感じた、等の反省もあがっておりますので、次回に向けて生かしていきたいと考えております。

平成 27 年 6 月 4 日（木）に行われた「大磯町幼・保・小・中一斉引渡し訓練」については以上でございます。

#### 質疑応答

曾田委員） 1 ページ目の「8 訓練の流れ」の中で、13 時 30 分ということで、下から 2 行目なのですが、「施設内で高層階に逃げる等の訓練を行い」という、この高層階というのはどういう意味かわかりませんが、普通、地震があったときに高層階も倒れることを想定しておかないと本当はいけないことですが、この場合はどういう基準で高層階になったのか、ちょっとした疑問なのですが。

学校教育課副課長） 高層階とは、やはり 3 階とか屋上を想定して、訓練を行ったようです。

曾田委員） それで、倒れることを想定していたのか、していないのか。上へ上がればいいというものではないので。今、実態は平常ですから上へ上がったのかもしれないけど、普通、地震の時に高層階は倒れる可能性もあるので上がらないこともあります。下から崩れるなど、いろんなことがありますので。その辺の配慮も入れておいたほうがいいのではないかと考えているのですが。

教育部長） 町内の幼稚園も含めて学校施設は、現状では耐震化が一応完了しているという前提に立っています。今回、通常の訓練と、3.11 以降、津波避難も含めまして考えています。訓練の内容としては、一旦、地震になってシェイクアウト、机の下とかにもぐる。それで、建物は安全という前提の上に立って、その間で津波警報が出たから最上階に行け、というような流れにしていますので、実際に地震が起きて、耐震性は数字的には確保されていますが、委員おっしゃるように、実際そのときどうなるかという、簡易な点検は当然必要になりますので、実際にはそういうふうに見込んでいくと。ただ、前提としては耐震化が進んでいるので大丈夫だということと、津波避難ということで実施しています。

曾田委員） 私も、耐震化は別にしまして、自分自身がいろんな地震の経験をしてまして、耐震化というのは確実に倒れないということはないわけです。大地が揺れて、それで倒れることもありますし。そういう訓練も大事なのですが、もう一つ、そのことも考える部分が必要だろうと考えているのです。いろんな学校施設は今耐震化をやって、あそこへ上がれば大丈夫だという話もあるのですが、3 階ですからどうか分かりませんが、やはり訓練の中にそういうことも必要だよと、上へ上がればいいというものではないということを、耐震化だから OK だということではなくて、一応注意事項に入れておいたほうがいいかなと思っています。耐震化が絶対ではないことを、ちょっと言いたかったのです。

教育部長） 東日本大震災以前は、地震が起きたら、まずシェイクアウト等をしてから校庭に逃げるとというのが毎回の想定だったと思います。3.11 以降、津波という問題も出てきましたので、現状ではそういった形で実施しています。実際に、ただ地震が起きたら上に逃げればいいということではなくて、実際のときにそういういろんな想定を考えて訓練していきたいという認識を持って

います。

曾田委員) それもわかりますが、特に大磯町は低いでしょう。3階だったら3.11のときは役に立っていないわけです。そのことも考えて、見直すことは必要ではないかなと言いたかったわけです。

青山委員) 10の項目のところの最後の、MCA無線についてですが、これは職員も操作の仕方について確認する必要があり、操作方法の周知が必要だろうというお話だと思うのですが、2年前に町の訓練がありましたときに、自治会から訓練に参加したのです。そのときに、やはり自治会の担当者がMCA無線を使う訓練をしていました。たまたま避難した中学校では、屋外ではつながるのだけれども、校舎の中のこういう場所ではつながらないとか、廊下に出ればつながるんだけど、この教室に入るとだめなんだとか、そういうようなことをそこで初めて知るということがありました。学校の関係者で、この無線についていろいろ確認する場合に、やはりどこでスムーズに交信できるのかとか、どこがだめなのかというようなこともチェックしていただいたほうが、いざというときにはいいのではないかなということを思い出したので、ここで意見として言わせていただきました。

教育部長) 各学校と各24地区にMCA無線を設置しております。設置に際しては、当然つながるかつながらないかといえ、つながらないわけにはいかないもので、つながる場所とか、あと、つながらない場合には増幅するものをつけるとかいうことで、一応つながるという前提でつけています。ただ、電波状態と機械の状態で、やはりつながらない場合もあるというのを聞いておりますので、今システム的には危機管理課のほうで設置していますから、そういう状況については随時報告していただいて、それぞれの対応をするということをしています。ですから、学校の場所、特に校舎の場合には、鉄筋コンクリートのところもありますので、場所とか天候にもよるといえるのですが、そういう状況もありますので、使えなければ意味がないので、使える位置とか、使えなかった場合については、随時対応していきたいと思います。

中野委員) これ、ここには書いていないので質問させていただきたいのですが、車椅子の子をどうしたのかということと、特別支援級の子をどうしたのかということをお教えいただけますか。

学校教育課副課長) 具体的にまだ報告はないのですが、通常こういう訓練の場合ですと、車椅子のお子さんは担当の職員が決まっておりますので、すぐに駆けつけられる態勢をとっております。特別支援級のお子さんに対しましても、必ず駆けつける担当職員が学校の中にいますので、普段から決められたマニュアルがありまして、そのとおりにスムーズにできるように、年間の訓練の中でもやっておりますので、いつも訓練は年数回行われているので、今回も特に混乱もなく実施されたものと認識しております。

教育長) その点については、私のほうでも確認できました。担当のスタッフがついておりまして、引き渡しときは、一番人の流れが良い状態のときに下におろしていただいて引き渡しをするという、そういう流れで盛り込みましたので、一応学校として特別な配慮をしながら対応しているということを確認しております。

中野委員) 実際それ以上に、けが人ですとか、おびえて動けなくなった子どもを背

負ったりとかという事態も発生すると思うので、やはりいろんな事態を想定しての訓練をお願いしたいと思います。

### 報告事項第3号 大磯町文化財専門委員の委嘱について

生涯学習課長) 説明資料の1頁をご覧ください。大磯町文化財専門委員会については、大磯町内の文化財について教育委員会の諮問に応じて、その保存や活動等に関する重要事項を調査研究するほか、必要と認める事項について教育委員会に意見を具申する役割をもって設置されています。委員の任期は2年間。現在の任期は、平成25年7月1日から平成27年6月30日までとなっております。委員の定数は10人以内ですが、現在6名で構成されております。

このたび、平成27年6月30日をもちまして、任期が満了となりますので、文化財保護法ならびに大磯町文化財保護条例に基づき、新たな任期をもって委員を委嘱するものでございます。下の表は、今回、新たに委嘱する予定の委員一覧でございます。専門分野を建築、彫刻、考古、民俗、植物、歴史と設定しまして、それぞれの分野における専門性を持った学識経験者に委嘱したいと考えております。なお、表のうち、上から建築、彫刻、考古、民俗分野の委員につきましては、現在の委員と変更なく再任でございます。植物、歴史分野の委員については、新任として委嘱をしたいと考えております。新たな任期は、平成27年7月1日から平成29年6月30日までとなります。また、次の2頁目には、委嘱の根拠となります法令の抜粋を載せております。説明は以上です。

質疑応答)

曾田委員) よくわかりました。それで、民俗のところですが、人類学のほうの、あるいは族のほうの民族ですね、そういう方は過去委員になったことがあるのでしょうか。

生涯学習課長) 基本的に、いわゆる「やから」のほうの民族学と、こちらのフォークロアと呼ばれる民俗学とは、やはりちょっと分野が違うものでございます。地域の中でその地域の生活資料であるとか、習慣であるとか、そういうことを基本として研究・調査をしていくには、このフォークロアと呼ばれる、「にんべん」のほうの民俗学がやはりふさわしいということで、こちらのほうの民俗学の専門の方をお願いをしております。過去に「やから」のほうの民族学の担当の方をお願いしたことはないようでございます。

曾田委員) わかりました。多分、町の成り立ちもありますので、そうかなとは思ったのですが、一応確認をしたところですよ。ありがとうございました。

### 報告事項第4号 大磯町指定民俗資料「高麗の山神輿」の実施結果について

生涯学習課長) 説明資料の1頁、平成27年度高麗の山神輿の実施概要をご覧ください

い。高麗の山神輿は、高麗地区にあります高来神社の春季大祭、一般的に植木市として有名でありました高麗寺マチと呼ばれるお祭りにおこなわれる特殊な神事であります。もともと高麗寺というお寺の門前市として始まったもので、市の開催に先立ち、神霊を神輿に移して、ふもとから山頂まで担ぎ上げるというたいへん珍しい行事です。平成元年に大磯町の民俗資料、これは無形民俗文化財のことですけれども、町の指定になっております。行事の執行主体は高麗山神輿保存会です。実施日は平成 27 年 4 月 17 日の夜に行なわれました。

生涯学習課としては、大きく 3 つの支援をいたしました。一つめは、広報などに掲載をしまして広く周知をする支援。二つめは、経済的な支援として、町指定文化財保存管理交付金を交付しております。この 2 つについては、他の文化財の支援と変わりませんが、三つ目の支援、親綱の引き手募集が、本行事の支援の大きな特徴となっています。親綱の引き手というのは、神輿につけた長い縄のことを言います。説明資料 2 頁をお開きいただき、中段右手④の写真をご覧下さい。神輿を山頂に担ぎ上げる際に、たいへんな急勾配を上げなければなりませんので、神輿を担ぐだけでは無理があります。神輿の前に長い綱をつけて、大勢で引っ張り上げなければ、なかなか上がりません。その中心となる綱を親綱といいます。しかし、近年その親綱の引き手が少なくなってしまうとして、実施が困難になりつつあるという声が上がっております。地元からの要請により、行政が 3 年前から引き手募集を支援している経緯がございます。

説明資料の 1 頁に戻っていただきまして、親綱の引き手募集の項目をご覧下さい。この募集については、2 つの方法をとりました。一つ目は、大磯町と東海大学が包括的な提携業務に関する協定書を取り交わしておりますので、それに基づいて東海大学の学生に協力を依頼し募集をかけるというものです。協定に基づく正式な依頼書を提出しております。依頼事業の内容は、市民活動、生涯学習活動、スポーツ・健康づくり活動等への講師や学生などの派遣という項目にのっとっております。事業の目的は郷土に伝わる民俗行事の協力者の募集。派遣の対象は東海大学の在学学生、但し学部は問わないが健康である学生。派遣の依頼先は東海大学大学運営本部でございました。さらに、学生の募集について実際にご協力をお願いした先は、学生支援課、チャレンジセンター推進室、国際部国際課、スポーツ教育センタースポーツ課、柔道部と、多方面にわたっております。協力依頼にあたりましては、曾田委員にたいへんご尽力を賜りました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

また、東海大学の学生だけに頼るばかりではなく、少しでも多くの地元の方々に協力をいただく、後継者を育てていくという方針に沿って二つ目の方法として一般公募を行ないました。町広報、タウン誌、ホームページ掲載、チラシの配布などを通して募集を行なっております。その結果、今年度は、最終的に東海大学生が 26 人、一般公募者 2 人からご協力をいただくことができ、天候にも恵まれ、無事に行事を終えることができました。結果的には、協力者のほとんどが東海大学生ということになりましたが、4 月中旬の平日というこの行事の時期・日程が、大学にとってたいへん忙しい時期にあたります。新年度が始まったばかりであること、また、平日ということもあって

極めて予定のたてにくい時期でもあります。したがって、実際にはかなり無理をしてご協力をいただいている状況でもあります。地元からはたいへん感謝されておりますが、多くの課題が山積していることも事実です。また、今回は一般公募者が2名ということで、一般公募の情報が十分に伝わらなかったのではないかとこの反省もございます。次の2ページの写真は、当日の様子です。また、3、4ページには、親綱の引き手募集のチラシ、大学用と、一般公募用を参考までにつけております。説明は以上です。

質疑応答)

中野委員) これ、山神輿だけではなくて、町にあるいろんな伝統行事を初め、お祭りなんかもそうなのですが、なかなか力のある方、特に男性の方の参加が少なくなってきた。今、地域の活動も、70代、80代の方が一生懸命やっておられて、実際後継者がなかなかいないという話を地域の方々からも聞いております。生涯学習課の方、皆さんずっと前からご苦労されていると思いますが、やはり町を挙げて何とかしなければいけないのではないかなと思っています。

生涯学習課長) 今、ご指摘がありましたように、山神輿だけではなくて大磯町内の指定、指定していないに限らず、いわゆる伝統的な行事というのが、後継者不足というのは十分に承知しておりますし、地元でもいろいろな対策をしているところだと思います。ただ、こういうお祭りというのは、地域のコミュニティの中で伝えてきたものですので、基本は地域の中でどういうふうを考えていくのかというのが、まず大前提だと思いますので、その上で行政としてどういう支援ができるかという、ちょっと微妙な関係性もあると思いますので、その辺を連携しながら、今後に対応していきたいと思っています。

中野委員) よろしくをお願いします。

## 報告事項第5号 企画展「海の中の植物・海藻 ～いろいろな色 いろいろな形～」の開催について

郷土資料館長) 報告事項第5号、企画展「海の中の植物・海藻 ～いろいろな色 いろいろな形～」の開催について、ご説明させていただきます。

資料裏面をご覧ください。今回の展示は、郷土資料館 平成27年度 第2回企画展であり、平成27年7月18日(土)から9月23日(水・祝)まで、57日間の開催を予定しております。

今回の企画展は、資料の3の趣旨に記載してありますように、古くから日本人に親しまれてきた海藻をテーマといたします。展示内容は、平成22年度から実施しておりますワークショップ「海の森クラブ」で得られた成果をもとに展示を構成いたします。

刊行物については、A4判のリーフレットを作成いたします。

今回の企画展については、広報でご案内し、またリーフレットの配布やホームページなどでも周知を図ってまいります。

質疑応答) なし

## 報告事項第6号 歴史講座「大磯と空襲」の開催について

郷土資料館長) 報告事項第6号、歴史講座「大磯と空襲」の開催について、ご説明させていただきます。

資料裏面をご覧ください。資料に記載してありますように、昭和20年の平塚空襲においては、大磯町内でも被害がありました。今年、戦後70年を迎えることから、身近な地域の空襲被害を改めて考えるために、3の内容に記載してあります複数の講師の方に、大磯の空襲に関するお話をいただくものです。

なお、本講座は町の平和推進事業としても位置付けており、町総務課と共催で開催いたします。

質疑応答) なし

## その他

教育部長) 次回の定例会は、7月16日(木)、午前9時から、大磯町役場4階第1会議室で開催します。午後は、国府保育園訪問となります。

教育長) 委員さんから他にございますか。

曾田委員) 教育長にちょっとお話を伺いたいところなのですが、昨日、法律で18歳以上の選挙権が認められまして、間もなく施行されますね。これは国全体の問題だと思いますが、やはりこの地域、教育の町だということもございまして、今後いろんな啓発活動等もあろうかと思っておりますので、そういったことについて私たちも歩調を合わせていきたいという気持ちもあるものですから、若干の、きのうのきょうですけれども、教育長のちょっとしたお考えをお聞かせいただければというふうに思っております。

教育長) 選挙権の問題と、それからまたもう一つ別のがありますが、何といいますか、国立大学で日の丸・君が代というような話があったという、2つの情報が飛び込んできて、いずれも政治教育、あるいは教育の政治的中立の問題だろうと思います。教育基本法の第14条に政治的教養、あるいは良識ある公民としての政治的教養が必要であるということ、これは国もうたっているところでございます。また、特定の政党を支持、反対するための教育はだめだということは、明らかに言われているわけですが、そういう教育基本法の趣旨を踏まえて、いわゆる主権者教育といいますか、あるいは市民教育といいますか、そういったものは児童・生徒の発達段階に即して、やはり市民としての能力、あるいは資質の基礎を培うことは重要であると考えております。そういう意味では、中学校の3年の公民、あるいは小学校でも6年の政治の仕組みの学習もありますが、改めてそういう国の動きを意識しながら先生方にも取り組んでいただきたいと思います。以上です。



曾田委員) ありがとうございました。

教育長) それでは、以上をもちまして、平成27年度 大磯町教育委員会第3回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成27年 7 月16日

教 育 長 \_\_\_\_\_

教育長職務代理者 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_